

地域福祉 なるほど 辞典



地域住民が共に支え合い、誰もが自分らしく、
安心して暮らせるまちづくりを進めます。

方針

- ① 住民の主体的参加と協働による「支え合いのまちづくり」の実現
- ② 利用者本位の福祉サービスの提供
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦
- ⑤ 地域住民から信頼される組織づくりと人材育成

社会福祉法人 **東松山市社会福祉協議会**

新型コロナウイルス感染症対策等により事業の実施状況等が変わる場合があります。
詳しくは、HPまたは担当課までご連絡ください。

市民福祉センター・地域福祉課の事業

③ すまいるルーム(子育てサロン) (すまいるーむ(こそだてさろん))



すまいるルームは、市民福祉センターで開催されている子育てサロン。未就学児の遊び場、仲間づくり、子育て中の親等の支援の場。ボランティアを中心に運営。

【対象】未就学児とその親等

【日時】毎月第2火曜日(8月を除く)
午前10時～11時

【内容】おもちゃ遊び、読み聞かせ
※内容・日程は状況により変更します。
※当面の間 先着10組

② あんしんサポートねっと (あんしんさぽーとねっと)

福祉サービス利用援助事業の愛称。判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、日常生活上の手続きや暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする事業。社会福祉法にも定められている。

【対象】

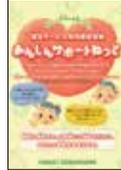
認知症高齢者や精神障害、知的障害のある方

【サービスの内容】

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常生活上の手続き援助
- ③日常的金銭管理
- ④書類等預かりサービス

【利用料】

- ・相談は無料。
- ・上記の①～③のサービスには、1回1時間まで1,200円(通帳をお預かりする場合は1,600円)、以降30分ごとに400円が加算される。
- ・④は基本料2,000円(年間)と利用料500円(月額)が別途必要。



① 赤い羽根共同募金 (あかいはねきょうどうぼきん)



■赤い羽根募金

10月1日から3月31日までの6か月間、赤い羽根をシンボルに実施。

【つかいみち】サロン等への助成、福祉車両の貸出し、ボランティア活動支援など。

県内の障がい者が働く事業所への支援、福祉施設の整備にも役立てられる。
※災害時には、災害ボランティアセンターの設置や運営など、被災地支援も行う。

■地域歳末たすけあい募金

10月1日から12月31日までの3か月間実施。
【つかいみち】ひとり親家庭への地域商品券配布事業・受験生応援援助成事業など。

⑥ 支えあいサポート事業 (ささえあいさぽーとじぎょう)



地域の登録サポーターが、高齢者や障害者世帯等の利用登録者のちょっとした困りごと(買い物、掃除、ゴミ出し等)のお手伝いをし、地域通貨(ぼたん圓)を受け取るしくみ。地域住民同士の繋がりの再生や孤立防止、また地域の活性化、商業振興を目的とした事業。

【利用料】30分350円/10分以内100円

【サポーター】

700円分の利用券で500円の地域通貨が受け取れます。

⑤ 災害ボランティアセンター (さいがいはらんでいあせんたー)



災害が発生した際には社会福祉協議会が中心となって運営を行い、ボランティアの受け入れや派遣を行う。また、全国各地で発生した災害時には、職員の派遣や義援金の受け入れを行う。平常時には災害ボランティアに関する研修会の開催や、関係機関等と連携した訓練を定期的に行い、災害時に迅速に対応できるように日頃から準備を行う。

④ ゲートボール場すぱーく (げーとぼーるじょうすぱーく)



東松山市社会福祉協議会が運営・管理する屋内ゲートボール施設。生涯スポーツの振興・障害者スポーツの普及啓発・高齢者の生きがいづくりなど多目的に利用できる施設。

【利用料】

半日 1コート 1,000円

※ABコート(2面)あり

【利用内容】

ゲートボール、パリングゴルフ、ポッチャ、ディスクゴルフ、太極拳など

⑨ シニアボランティアポイント制度 (しにあぼらんでいあぼいんとせいど)



登録したシニアボランティアが、市の指定した活動をする、ポイントを貯めることができ、申請すると、ポイント数に応じ交付金を受け取ることができる制度。

【対象】65歳以上

【主な活動・活動先】ハッピー体操、ふれあいきらめきサロン、高齢者施設(一部)等

⑧ シニアクラブ連合会事務局 (しにあくらぶれんごうかいじむきょく)



東松山市シニアクラブ連合会の事務局。地区を越えた単位クラブの交流を図るため、総会、役員による定例会議、会長研修旅行、新年会、研修会等を実施しているほか、健康増進や生きがいづくりを目的としてゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、ポッチャ大会を開催。

また、連合会活動の報告や会員募集の呼びかけとして年に一度、会報誌を発行。

⑦ 資金の貸付・相談 (しきんのかしつけ・そうだん)

一時的に生活が困窮した世帯の相談に応じ、必要な資金の貸付や助言、他制度の紹介を行う。

また、民生委員・児童委員と共に連携した支援を行う。

【貸付制度の種類】

■東松山市社会福祉協議会緊急小口資金

実施主体：東松山市社会福祉協議会

貸付条件：・市内在住期間3か月以上であること

・一時的な生活困窮状態であること

・民生委員の面談を受けた世帯であること

貸付金額：上限額5万円

■生活福祉資金(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)

■埼玉県障害者福祉資金

■臨時特例つなぎ資金

実施主体：埼玉県社会福祉協議会

対象世帯：高齢者世帯、障害者世帯、

低所得者世帯

※対象世帯や貸付条件は資金種類により異なる。

12 生活支援体制整備事業 (せいかつしえんたいせいせいびじぎょう)



高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域での支え合い活動を広げることや介護予防につながる社会参加の機会を確保することを目的とした事業。

支え合いの地域づくりについて話し合う協議体(第1層:市内全域・第2層:市内7地区)の設置及び支援、生活支援コーディネーターの配置、生活支援ボランティア養成講座の開催など行う。

11 生活困窮者支援 (せいかつこんきゅうしゃしえん)

■ひとり親世帯への東松山地域共通商品券給付事業

世帯収入が一定水準以下のひとり親世帯に、歳末たすけあい募金配分金を原資とした地域商品券の給付を行う。

■受験生応援助成事業

世帯収入が一定水準以下の世帯に、歳末たすけあい募金配分金を原資とした、中学3年生・高校3年生の進学のための入学検定料の助成を行う。

■彩の国あんしんセーフティーネット事業

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の事業で、狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するために、市内社会福祉法人と協働して、経済的援助(現物給付)を行い、社会貢献活動としての相談支援事業を実施。

■NPO法人等との連携

フードバンク事業等を実施している市内NPO法人と連携し、生活困窮者支援を行う。

10 市民福祉センター(ソラーナ) (しみんふくしせんたー(そらーな))



ソラーナは市民福祉センターの愛称。お風呂や貸会議室があり、市内在住・在勤・在学の方なら誰でも利用できる。(一部有料)

入浴料	対象者
無料	小学生以下、 障害者手帳の交付を受けている方
100円	60才以上の方
300円	中学生以上60才未満の方

社会福祉協議会の事務所があり、地域福祉に関する事業を実施している。

15 地域福祉活動計画 (ちいきふくしかつどうけいかく)



東松山市社会福祉協議会が呼びかけて地域住民や地域活動を行う様々な諸団体が一緒に検討して作成した民間計画。行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働し、地域住民や関係団体が自らの地域での福祉の推進に向けて、一緒に考え具体的な活動をしていくための計画。

地区の特徴を踏まえた地域福祉推進方法を具現化するために地区別プランも併せて策定されている。

【計画期間】令和2年度～令和6年度

14 ソラーナタイム (そらーなたいむ)



市民福祉センター(ソラーナ)の和室大広間を活用し、ソラーナをご利用の方々などを対象に催しを実施している。介護予防を目的とした内容やボランティアの方々に協力いただいて実施する楽しい内容になっている。

【日時】毎月数回程度(詳細はお問合せ下さい。)

【内容】脳トレ、ポッチャ、勉強会、ハッピー体操、各種ボランティア団体の発表等。

【その他】参加には事前の予約が必要な場合があります。

13 成年後見センター (せいねんこうけんせんたー)



成年後見制度に関連した「相談・手続き支援」「普及・啓発」「関係機関との連携」等の業務を行うことで、制度の適切な利用を支援することを目的としている。

※成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援する制度。

18 福祉教育 (ふくしきょういく)



嵐山町、吉見町、滑川町と協同して、学校(小中学校、高校、大学)や地域(PTA、サロン)等からの依頼に応じ、福祉教育を実施。障がいをもった当事者やボランティア実践者と共に「福祉」や「ボランティア」に関する講義や体験活動を行う。

毎月1回定例会を実施し、各市町の取り組み状況の報告と情報共有、プログラムの検討等を行っている。

17 夏のボランティア体験プログラム (なつのぼらんていあたいいけんぷろぐらむ)



ボランティアに興味があっても、なかなか参加するきっかけがない方を対象に、ボランティア体験の場を提供し、楽しさややりがい、福祉施設や団体を知ってもらうなど「ふくしの種まき」として、毎年夏に実施。毎年約200名の参加者が市内各地で活動。

【実施期間】8月

【受入れ分野】高齢、障害、子ども、まちづくり等(50種類以上のプログラムを実施)

16 地域福祉コーディネーター (ちいきふくしこーでいねーたー)



住民のみなさんの身近な場所で、共に地域福祉を進めていくために、各市民活動センター(※松山地区のみ市民福祉センター)に地域福祉コーディネーターを配置。

【主な役割】

- ・福祉のワンストップ相談窓口
- ・地域の活動団体との連携強化
- ・地域の居場所や拠点づくりの支援
- ・支え合いや見守り体制の構築支援

21 ふれあいきらめきサロン活動支援
(ふれあいきらめきさろんかつどうしえん)



高齢者、障害者、子ども(子育て中の親)などの地域住民同士の仲間づくりや生きがいづくり、孤立防止等を目的に、地域で運営されている活動や居場所づくりを支援。

【内容】立ち上げ・運営支援、助成金の交付、訪問、懇談会・研修会の開催等

【サロン数】86ヶ所(令和5年6月)

20 物品の貸出
(ぶつびんのかしだし)



【車いす】自操式、介助式(貸出は原則1ヶ月以内)

【スポーツ】フライングディスク、ポッチャ等

【体験】高齢者・妊婦体験グッズ、アイマスク、白杖、点字板等

【行事・レク】

テント(大・小)、かき氷機、輪投げ、吹き矢、カルタ、パドル、サンタ・トナカイ衣装、ジェンガ、お手玉セット、ボーリングセット、おもちゃ一式等

19 福祉車両の貸出
(ぶくししゃりょうのかしだし)



車いすのまま乗車できる車両の貸出。通院やレクなどの一時的な外出等にご利用ください。車種はスズキのスペースシア。

【対象】市内在住の方

【期間】原則3日間以内

【利用料】基本料500円+(距離数×10円)

※運転者はつきません。

※運転者が75歳以上の場合、ご家族の同意をいただきます。

24 シャッピー & ピース仙人
(しゃっぴーあんどぴーすせんじん)



東松山市社会福祉協議会のマスコットキャラクター。

うさぎの名前は「シャッピー」。ぴよんぴよんと地域のあちらこちらをまわり、自慢の大きな耳でいろいろな声を聞いて情報集め、社協をPRしている。

おじいちゃんのほうは「ピース仙人」。福祉のことなら何でも知っている仙人で平和と安心の象徴の杖を持っている。

23 ボランティア養成講座
(ぼらんていあようせいこうざ)



地域の活動者を養成するための各種講座を実施。

ボランティアをやってみたい、既に活動していてさらにスキルを高めたいという方のための「ボランティア活動支援講座」、精神障害がある方への理解を深める「精神保健福祉ボランティア養成講習会」、手話について学ぶ「手話奉仕員養成講習会」などを開催している。

22 ボランティアセンター
(ぼらんていあせんたー)



ボランティア活動をしたい方とボランティアを募集したい方の相談に応じ、橋渡しを行う。

その他、ボランティアセンターに登録した団体の地域福祉活動を支援するために、一定の基準を満たしたボランティア団体へ助成金を交付している。また、活動中の事故に備えるボランティア活動保険、ボランティア行事用保険の取り扱い窓口にもなっている。

総合福祉エリア・総合相談課の事業

3 介護予防事業
(かいごよぼうじぎょう)



高齢になっても、住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らし続けるために、運動機能・栄養状態・口腔機能の改善と向上を柱とした教室などを行う。

ハッピー体操の普及啓発

ハッピー体操サポーターの養成

いきいき生活教室

かんたん料理教室

にこにこ健康教室(出前講座)

短期集中型通所型サービス

2 手話通訳者派遣事業
(しゅわつうやくしゃはけんじぎょう)



聴覚に障害がある方の意思疎通を支援するために、手話通訳者の派遣を行う。

【対象】・市内在住の聴覚障害者

・市外在住で、市内にて緊急に手話通訳者の派遣を必要とする者

・聴覚障害者等を対象とした事業を実施する市内の公共団体及び公共的団体など

1 総合相談センター
(そうごうそうだんせんたー)



障害のある方や高齢となった方が自立した日常生活を送るため、障害者相談支援事業所や地域包括支援センター等の医療・保健・福祉・介護の専門職が、本人や家族などから相談を受け、支援している。

年中無休

窓口：午前8時30分から午後8時

電話：24時間

唐子支部



「夏のわくわく体験」、「落語寄席天唐亭」など、唐子地区の皆さんに楽しんでいただけるようなイベントを実施している。年末には民生委員さんにご協力頂き、一人暮らしの高齢者を対象に靴下の配付を実施。その他、唐子地区プランの推進や、広報紙「ふれあい夢通信」の発行をしている。

大岡支部



「ひとり暮らしのお年寄りとの交流会」や「大岡シニアフェスティバル」「フライングディスク交流会」など世代を越えた事業を実施している。

また「七歳のお祝い」のジャンプ傘の配付やサロン活動を支援するため「サロン懇談会」を行っている。

7つの 支部事業

※市民活動センターごとの7地区に社協支部があります。

高坂丘陵支部



地域の輪をつなぐことを目的に、「福祉まつり・敬老会」「落語寄席」「夏休みラジオ体操」「ファミリーうどん教室」「健康講座」など、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の方々に楽しんでいただけるよう、様々な事業を実施している。また、広報紙「虹のかけはし」を発行している。

平野支部



毎月、未就園児とその保護者を対象に子育てサロン「らんご」を開催している。夏休みは中学生がボランティアとして参加している。また、幅広い世代の方々に楽しんでいただけるよう、「夏のお楽しみ会」「講演会」「世代間交流事業」などを実施している。その他、広報誌「梨花の舞」を年2回発行している。

高坂支部



落語寄席、健康講座の開催、「広報きらめき」・「高坂地区行事紹介マップ」の発行などを行っている。

また、翌年度小学校入学を控えた子どもを対象とした「七歳のお祝い」では、記念品のジャンプ傘をお渡ししている。

その他、サロン活動の充実に向けた情報交換会などを実施している。

野本支部



野本小児童のメッセージカードを同封した靴下の配付事業を行っている。受け取った高齢者からは感謝の葉書が続々と寄せられ、その声をまとめて野本小学校に届けている。

その他、高齢者サロンの支援として「サロン情報交換会」や7歳の祝い事業として新1年生に「ジャンプ傘の配付」を実施している。

また、毎年2月には「シニアいきいき講座」を実施している。

松山支部



3つの大きな事業を実行委員会形式で取り組んでいる。

- ①「ふれあいの集い」は、子どもからお年寄り、障がいのある方もない方も参加できるイベントで、例年10月に開催。
- ②福祉に関する「講演会」を企画し、例年3月に実施。
- ③地域福祉活動計画松山地区プランを推進するため、「あいさつが飛び交うまちづくり実行委員会」を立ち上げ、自治会や学校、商店会と連携を図っている。



会員加入のお願い

ホームページ



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称＝社協）は、社会福祉法に規定され、市民の皆さんやボランティア、福祉関係者や行政等の参加を得て、地域の福祉活動を推進し、支えあいのまちづくりを進める公共性・公益性の高い非営利組織（社会福祉法人）です。



大岡支部 ゲートボール大会



野本支部 いきいき講座



平野支部 夏のお楽しみ会



松山地区のサロン活動

社協の会員制度

住民会員制度を採用しており、東松山市の地域福祉を推進する当協議会の活動に賛同いただき、会費といたちでご協力いただく制度です。

全ての会員加入については「任意」です。地域福祉推進へのご理解・ご協力をお願いします。

会員の種類と会費

● 普通会員（個人） 会費1口 200円

自治会を通じて各世帯からお納めいただく方法に加えて、インターネットからお申込みいただく方法があります。

● 特別会員（個人） 会費1口 1,000円

社協だよりに添付された納付書を用いる方法と、市民福祉センター等へ直接お申し込みいただく方法に加えて、インターネットからお申込みいただく方法があります。

● 法人会員（団体） 会費1口 5,000円

ダイレクトメールで郵送される納付書を用いる方法と市民福祉センター等へ直接お申し込みいただく方法に加えて、インターネットからお申込みいただく方法があります。



会費の用途は？

●普通会費

東松山市の7つの支部に還元し、地域の様々な福祉活動に活用しています。

●特別会費、法人会費

東松山市の福祉教育、夏ボラ、支えあいサポート事業等、地域福祉事業のための運営費として活用しています。

地域の様々な福祉活動

高坂丘陵地区 四股踏み講座



みんなで集まって、体を動かしたりお話しをして、楽しく活動に参加しています。



唐子地区 ボッチャ交流会



地域のイベントに参加し、ご近所で話せる方が増えました。

高坂地区 居場所づくり



福祉教育、支えあいサポート事業等



一人暮らしの方が近所にいて、日常のちょっとした困りごとなどをサポートすることで、日々のやりがいとなっています。

会員加入のお願い

東松山市社会福祉協議会が行う地域福祉活動は、皆さんからいただく会費によって支えられています。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。





こんにちは！

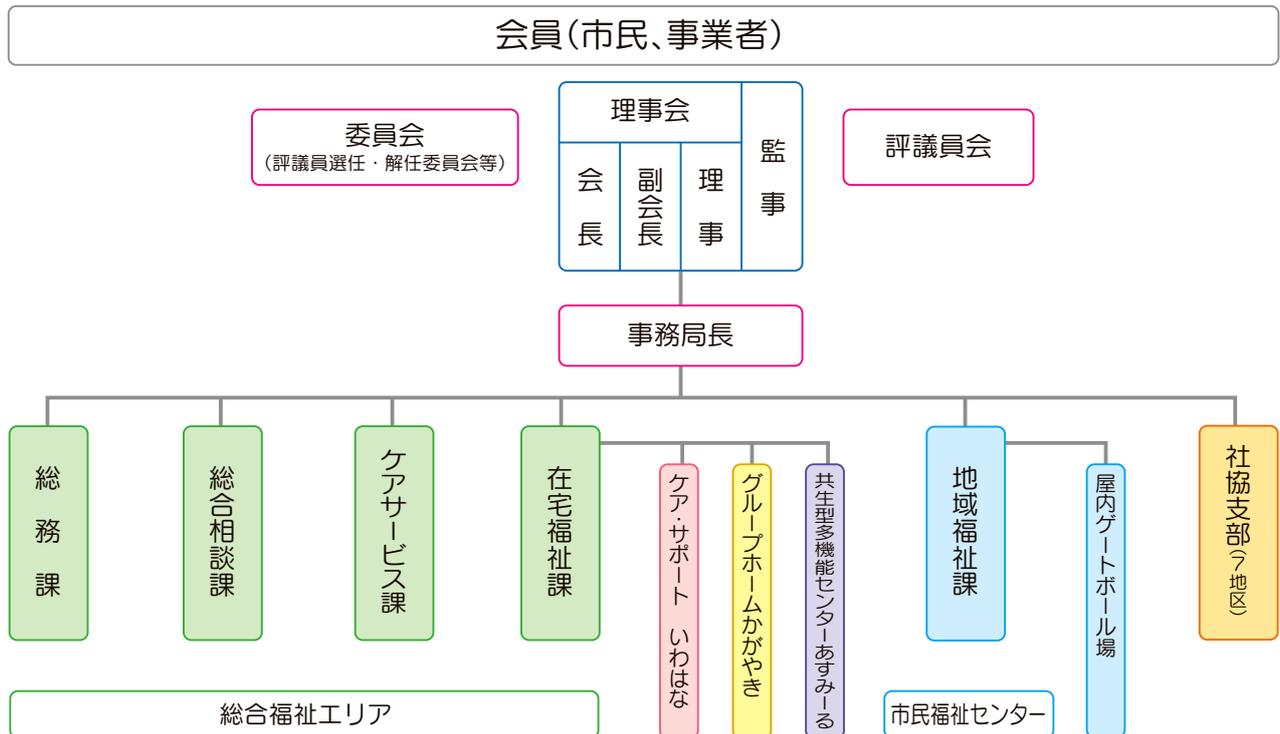


社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会です

「社会福祉協議会(社協)」は、社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている公共性の高い団体です。社協は、市民の皆さまや行政、福祉施設等と一緒に地域福祉を推進しています。

東松山市社会福祉協議会の組織

理事会・評議員会は、自治会・市民活動センター所長・市役所・民生委員
学校・ボランティア団体・商工団体等の地域の方々が構成員となっています。



●ホームページ



●Facebook



●YouTube



●LINE



社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

〒355-0014 東松山市松本町1-7-8(市民福祉センター)
TEL 0493-23-1251 FAX 0493-23-8898

〒355-0005 東松山市大字松山2183(総合福祉エリア)
TEL 0493-21-5556 FAX 0493-25-3305

